

ふれあいサロン活動再開等支援事業費助成申請の手引き

1. 目的

ふれあいサロン活動再開及びコロナ禍においてサロン立上げを猶予していた団体に対して、アフターコロナを見据え、サロン利用者の社会参加とフレイル予防等の活動を支援するための事業に助成することを目的とします。

2. 対象団体

- (1) 大牟田市内に拠点を有し、大牟田市社会福祉協議会へ登録しているサロン活動団体
- (2) 令和4年10月末までに、サロンを立上げ、大牟田市社会福祉協議会へ登録を予定している団体

3. 対象事業

- (1) 社会参加促進事業
- (2) サロン活動拠点の衛生環境整備
- (3) 健康、生きがいフレイル予防事業
- (4) (2) 及び (3) に伴う備品等の購入
- (5) その他、サロン活動の推進に成果が期待できる活動
※ただし、営利を目的とする活動、団体等の経常的な運営費（人件費、食料費等）、対象者に直接現金や物品を給付する活動や受益者負担が好ましい経費は対象としません。

4. 助成金

1団体につき、助成金100,000円（上限額）以内

5. 申請の制限

助成申請は、1回1団体に限りませんが、助成限度内であれば、事業数は問いません。

6. 事業実施期間

令和4年8月1日から令和5年2月28日までに行う事業。

7. 申請受付期間及び提出先

令和4年8月1日～令和4年10月31日

大牟田市社会福祉協議会 地域福祉課窓口で受付

※午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日除く）

8. 提出書類

- (1) ふれあいサロン活動再開支援事業費助成申請書（様式1）
- (2) ふれあいサロン活動再開支援事業計画・収支予算書（様式2）
- (3) ふれあいサロン参加者名簿
- (4) 見積書（業者見積など）

9. 対象事業、助成金の決定

申請内容は、大牟田市社会福祉協議会で、申請事業内容の審査を行い、助成対象事業及び助成額を決定します。助成額が決定後、速やかに各サロンへ助成決定の連絡をします。

なお、審査によっては、助成額を減額することがあります。ご了承ください。

10. 助成金の交付、事業実施報告及び決算報告

助成決定通知を受けた団体は、総合福祉センターにて指定日に助成金を交付します。

事業完了後は、「ふれあいサロン活動再開等支援事業実施報告・決算書（様式4）」に必要書類を添え、提出しなければなりません。

11. 助成金の返還

助成金の使途について次に掲げる事項に該当するときは、助成金の全部または一部を返還していただくことがあります。

- (1) 助成金を申請した事業に使用しないとき
- (2) 申請した事業の遂行が困難になったとき
- (3) 申請した事業を中止したとき
- (4) 助成金に剰余金が生じたとき
- (5) 理由なく書類等の提出に応じないとき

12. 助成事業の周知

助成を受ける団体代表者は、当該事業は大牟田市が実施し、大牟田市社会福祉協議会が運営していることを広く周知しなければなりません。

13. 助成金使途の明確化

助成を受ける団体代表者は、助成金の使途の内容等をサロン利用者へ明らかにしなければなりません。

14. その他

その他記載されていない事項については、大牟田市の承認を得て、大牟田市社会福祉協議会が定めます。

【お問合せ先】

大牟田市社会福祉協議会 地域福祉課

〒836-0815 大牟田市瓦町 9-3 総合福祉センター内

(電話) 57-2527 担当：松田・若松